

質問回答書

- 1 本質問回答は、令和6年度に教育委員会事務局教育環境整備室が公募する3件の照明設備LED化簡易型ESCO事業
（「京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（その7）」、
「京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（その8）」、
「京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（その9）」に適用します。）
- 2 「該当する事業」列に○印のある質問回答は、印のある事業にのみ適用する質問回答です。
- 3 回答で使う用語については、以下を意味するものとします。質問事項については原文ママです。

No. ○○	…	本質問回答書の○○番目の回答
募集要項	…	「該当する事業」列に○印のある事業の公募型プロポーザル募集要項
仕様書	…	「該当する事業」列に○印のある事業の照明器具・工事仕様書
- 4 質問事項は全部で25問です。

No.	該当する事業			質問事項	回答
	(その7)	(その8)	(その9)		
1			○	照明器具・工事仕様書 P.1 2 照明器具の仕様 「国内製造企業の製品とする」との記載がありますが、国内で製造された製品との解釈で宜しいでしょうか。	「国内で製造された製品」との解釈は適切ではありません。「仕様書 2 照明器具の仕様 (1) ア」は一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業が製造する製品と解釈してください。
2			○	照明器具・工事仕様書 P.2 2 照明器具の仕様 「吊下照明器具は直付設置で取付ける」との記載がありますが、直付設置変更に伴う部材、工事費用は詳細協議にて別途加算と理解してよろしいでしょうか。 別途加算が不可の場合、提案段階で費用を見込む必要がありますので、提案器具毎に対象数量をご教授願います。	事業提案の段階では、工事費用を見込む必要はありません。 現地調査及び詳細設計の段階で、事業者において数量を確定し、契約金額に反映することとします。
3			○	照明器具・工事仕様書 P.3 3 工事仕様 作業時間帯ですが、対象施設との協議により、記載された時間からの残業、および平日での作業は可能でしょうか。	各施設との協議により、仕様書で目安として示している日時以外での作業は可能です。
4			○	照明器具・工事仕様書 P.4 3 工事仕様 既設器具がビスで固定されている場合、既設同様に下地にビス止めとしても宜しいでしょうか。 不可の場合、アンカーボルト打設工事費は別途加算との理解で宜しいでしょうか。 別途加算が不可の場合、提案段階で費用を見込む必要がありますので、提案器具毎に対象数量をご教授願います。	事業提案の段階では、設置位置変更に伴う工事費用を見込む必要はありません。既設器具がアンカーボルトで固定されているものとしてメーカー標準の取付金物による施工方法を見込み、提案してください。 現地調査及び詳細設計の段階で、施工方法及び数量を協議により確定し、契約金額に反映することとします。
5			○	照明器具・工事仕様書 P.4 3 工事仕様 「施工のために天井に穴あけ加工が必要な場合は、アスベスト含有みなし（レベル3相当）として対応」との記載がありますが、全ての対象施設において、アスベスト含有調査をする必要がありますでしょうか。 また、吹付石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、及び耐火被覆材にアスベストが含有と判断された場合、その除去等の届出対象特定工事は別途工事と理解して宜しいでしょうか。	対象となる施設はすべて古い施設となるため、天井に穴あけ加工が生じる個所は全箇所レベル3相当のアスベスト含有みなしとして施工していただく必要があります。 ただし、事業提案の段階では、様式第13号で示す照明器具は「天井穴あけ加工が発生する場合」を想定していないことから、アスベスト含有みなし施工費用を見込む必要はありません。現地調査及び詳細設計の段階で、施工方法及び数量を協議により確定し、契約金額に反映することとします。 届出等については、現地調査及び詳細設計の際に、再度、築年数や建築図面などを基に調査し、関係各所へ提出していただく必要があります。
6			○	照明器具・工事仕様書 P.5 7 照明器具の保証等 「照明器具の保証期間は5年間とし」との記載がありますが、メーカーの保証期間に準ずるとみなして宜しいでしょうか。	「仕様書 7 照明器具の保証等」の(2)に記載する内容を、(1)の期間満たす保証を求めます。メーカーの標準的な保証期間が(1)に満たない場合は、別途その旨を保証する書面を作成してください。

No.	該当する事業			質問事項	回答
	(その7)	(その8)	(その9)		
7	○	○	○	募集要項 2 事業概要 (3) アについて 選定された器具について、社会情勢上、照明LED化が全国各地で進んでおり、器具、また材料が逼迫し、納期に間に合わない材料も出てくると想定されますが、この点は柔軟に御協議していただけますでしょうか。	「募集要項 15 事業実施に関する事項 (3)」のとおり、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行い対応するものとします。
8	○	○	○	募集要項 2 事業概要 (3) アについて 器具の合計数量が出ておりますが、各事業対象施設の内訳数量を御教授下さい。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」なお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、当該仕様は優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定します。
9	○	○	○	募集要項 2 事業概要 (7) エネルギー及び電気料金の削減量 について 使用量、電気代の削減数値について明示いただいておりますが、調査の結果、灯数、器具、が変更となった場合については、この数値(=ベースライン)については、変更いただける、ということでおろしいでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」に記載した削減量と削減額は、公募に対する提案上、様式において必要事項を入力した際に満たすべき最低限の数値を示すものです。 公募時点で本市が提示している機器の種類・数量は提案及び審査用であり、最終的な種類・数量は、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定しますが、その変更はベースラインに反映することが可能です。
10	○	○	○	募集要項 10 ESCO事業提案書における提示条件 (4) について 電気使用料金については、その時々によって料金に変動があるかと存じますが、その点については、ご考慮していただけますでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」のとおり、エネルギー削減量についてのみ最低限の数値を示していますので、電気料金の変動は提案の達成に影響しません。
11	○	○	○	募集要項 11 ESCO事業提案提出書類・作成要領について 様式第14号・15号についてはフォントサイズが10.5ポイントと指定されていますが、その他様式においては、フォントサイズの指定はございませんでしょうか。	その他の様式につきましては、フォントサイズ・書体の指定は行いませんが、印刷時に明瞭に表示されるよう配慮してください。 なお、本市が書式を変更できないように設定している様式で印刷に問題が生じる場合は、「募集要項 4 公募型プロポーザルに係る担当部署」に記載の、建設整備担当まで御一報ください。
12	○	○	○	募集要項 15 事業実施に関する事項 (3) ア 基本的な考え方について 提案が達成しないことによる損失については、原則として事業者が負担する。ただし・・・ということで記載いただいておりますが、この内容については、今後における「電力会社の値上げによる未達成」も含まれることとし、別途ご協議いただけることでおろしいでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」のとおり、エネルギー削減量についてのみ最低限の数値を示していますので、電気料金の変動は提案の達成に影響しません。
13		○		公募型プロポーザル募集要項 別紙について 22：教育センター、23：学校歴史博物館、24：醍醐中央図書館、25：伏見中央図書館の教育施設について、休館日の曜日と年末年始休みの予定がわかれれば、御教授下さい。	各施設の休館予定は以下のとおりです。 22. 総合教育センター：休館日土・日曜日・祝日、年末年始休業期間12月28日から翌年1月5日まで 23. 学校歴史博物館：休館日水曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始休業期間12月28日から翌年1月4日まで 24. 醍醐中央図書館：休館日火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始休業期間12月29日から翌年1月4日まで 25. 伏見中央図書館：休館日火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始休業期間12月29日から翌年1月4日まで ※予定は変更となる可能性があります。

No.	該当する事業			質問事項	回答
	(その7)	(その8)	(その9)		
14			○	公募型プロポーザル募集要項 別紙について 20：中央図書館、21：生涯学習総合センターの教育施設について、休館日の曜日と年末年始休みの予定がわかれれば、御教授下さい。	各施設の休館予定は以下のとおりです。 20. 中央図書館：休館日火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始休業期間12月29日から翌年1月4日まで 21. 生涯学習総合センター（京都アスニー）：休館日火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始休業期間12月29日から翌年1月3日まで ※予定は変更となる可能性があります。
15	○	○	○	仕様書 1 業務内容 (9) について 球交換でも可能な器具について記載いただいておりますが、電気代、CO ₂ 排出量削減の観点から、球交換可能となっている器具以外のものについても球交換での対応は可能でしょうか。	事業提案の段階では、全ての器具について、球交換での対応は想定しないこととしてください。 詳細設計の段階であっても、当該項目で明記されていない照明器具を球交換のみで対応することは、原則できません。 ただし、施工上、球交換が明らかに合理的である場合は、施工計画書においてその旨を示していただくことで、別途協議を行い対応することが可能です。
16	○	○	○	仕様書 1業務内容 (9) について 「ダウンライト等・・・容易にLED化」できるものの種類別と数量別をお示しいただけますでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」なお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、当該仕様は優先交渉権者による現地調査及び詳細設計にを基に確定します。
17	○	○	○	仕様書 1 業務内容 (10) について 調光器を使用している場合は、調光対応とすること、と記載されておりますが、現時点で把握されている箇所がありましたら、ご教授ください。 また、既存調光システムの方法（コントローラー、リモート等）もご教授ください。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」なお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、当該仕様は優先交渉権者による現地調査及び詳細設計にを基に確定します。
18	○	○	○	仕様書 1業務内容 (10) について 「既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応すること」とありますが、無線調光を使用されている箇所がありましたら、お示しいただけますでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」なお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、当該仕様は優先交渉権者による現地調査及び詳細設計にを基に確定します。
19	○	○	○	仕様書 2照明器具の仕様 (1) 共通 力について 「埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないよう処置を行うこと。」とありますが、隙間が空く場合は、リニューアルプレートを取り付ける対応でよろしいでしょうか。また、リニューアルプレートを取り付ける場合の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	事業提案の段階では、リニューアルプレートによる対応は見込まないでください。 現地調査及び詳細設計の段階で、事業者において種類・数量を確定し、契約額に反映することとしますが、使用箇所は最小限してください。
20	○	○	○	仕様書 2 照明器具の仕様 (1) 共通 コ について 既設照明がステンレス製である場合は、仕様を同等とする、との記載がありますが、現時点でステンレス製が設置されている箇所がわかれればご教授ください。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」なお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、当該仕様は優先交渉権者による現地調査及び詳細設計にを基に確定します。

No.	該当する事業			質問事項	回答
	(その7)	(その8)	(その9)		
21	○	○	○	仕様書 3 工事仕様 (2)について 設置作業に使用する材料はすべて新品とする、とのことですが、既設灯具の取替設置に必要な部材のことであり、灯具へ配線されている電力ケーブルについては、既設流用する、ということでおろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	○	○	○	仕様書 2照明器具の仕様 (3) イ、ウについて 「イ 誘導灯及び非常用照明器具についても、LED光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、一方、「ウ 既存の専用型非常用照明器具については、引き続き使用するものとし、LED化は行わない。」とされております。 こちらは非常用照明器具(別置型)については、LED化はしないという認識でよろしいでしょうか。また、別置型については、取替対象数量に含まれているのでしょうか。 含まれておりましたら、どれくらいの数量かご教示願います。 なお、別置型でも取り換え対象である場合、別置型には、ACタイプとDCタイプがあると思いますので、どの箇所がACタイプかDCタイプかのお示しいただけますでしょうか。	専用型非常用照明(非常用照明として単独で設置されており、一般照明と一体の照明でないもの)のLED化は行わないため、取替対象数量に含まれていません。 一般照明と非常用照明が一体となった照明器具は、取替対象数量に含まれます。 電源のタイプについては、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において確定していただきます。
23	○	○	○	仕様書 2照明器具の仕様 (3) イについて 「イ 誘導灯及び非常用照明器具について、LED光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、誘導灯については、各施設により消防署へ非常用照明誘導灯で届出をされている、されていないケースを考えられます。届出の有無により、登録された器具を準備しないと考えますが、各施設の届出情報をお示しいただけますでしょうか。	事業提案の段階では現状の届出状況は考慮不要とし、本市が提示する数量等を基に提案を行ってください。 具体的な種類・数量については、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、現状の仕様を維持する形で、事業者において確定していただきます。 なお、届出情報については、詳細設計の段階で、可能な範囲で提示します。
24	○	○	○	仕様書 3工事仕様 (11)について 大気汚染防止法のR4.4.1付改正に伴い、天井穴あけ等の加工が生じる場合、建物の改修にあたることから、アスベスト事前調査と保健所への報告が施工者の義務であり、必要になるかと考えますが、アスベスト調査が不要と判断できる設計図書はありますでしょうか。また、アスベスト調査が伴う場合は、発注者様の協力が必要であり、工期延期とともに別途調査費用を考慮していただけますでしょうか。	No. 5的回答を参照してください。
25	○	○	○	仕様書 7照明器具の保証等 (1)について 「照明器具の保証期間は5年間とし、うち2年間については交換費用も受注者において負担するものとする。」とありますが、3年目以降の交換費用は発注者様で負担するという認識でよろしいでしょうか。 また「誘導灯及び非常用の蓄電池については、消耗品のため、本事業の保証対象としない。」とありますが、この蓄電池取替に係る費用は発注者様負担でよろしかったでしょうか。	前段はお見込みのとおり、保証期間の3年目開始日から最終日までの間については、器具交換に伴う施工費用のみ本市が負担します。 後段の蓄電池については事業者の保証対象としないため、照明器具本体の保証期間の始期から最終日までの間、一貫して本市が負担して交換します。